

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	財政部 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 3 年 10 月 25 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担当	財政部 財政課 (電話2905)

指摘事項	措置状況
<p>1 市税収納率の向上について 令和2年度決算において、市税収納率は95.2%で、前年度比0.2ポイント増であった。 納付方法の拡充を図るとともに、休日呼出指導による滞納整理や預貯金など換価性の高い債権の差押えを早期に行うなどの徴収努力がされており、収納率の向上が見られた。 しかしながら、令和3年7月末現在の未収金のうち、滞納繰越分は2,814,157,734円であることから、今後とも、滞納繰越分の早期回収に努めることはもとより、現年課税分の回収についても、滞納繰越が生じないように努力し、市税収入の安定確保に向け、更なる収納率の向上を図りたい。</p>	<p>税公金セルフ収納機や預貯金調査業務のデジタル化等による業務の効率化の推進や、専門的な徴収ノウハウのある国税OB職員による人材育成の強化等により、滞納繰越分の早期回収に努めている。 また、令和3年1月から納税コールセンターの運用を開始し、現年度分の市税の滞納者に対し、早期の自主納付の呼びかけを行い、新たに発生する滞納繰越額の縮小を図っている。</p>
<p>2 適正な財務会計事務の執行について 岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。 しかしながら、財政課及び納税課では、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。 今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>岐阜市物品管理規則に基づき、物品の納入時は、任命している物品取扱員が検収し押印欄に認印を押すことを全ての課員に周知徹底した。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	財政部 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 3 年 10 月 25 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担 当	財政部 財政課 (電話2905)

指摘事項	措 置 状 況
<p>3 交通事故の防止について 令和2年4月から令和3年7月までの間に、公用車の発進時における事故が2件、後退時における事故が2件発生した。後退時における2件の事故のうち1件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車及び誘導をしていなかった。 乗車前の公用車周辺の障害物等の把握及び後退時の安全確認を励行するとともに、後退時に同乗者がいる場合には、降車し誘導するよう指導されたい。 後退時の安全確認の励行については、令和元年度の定期監査においても同様の指摘をしており、確実に対応されたい。</p>	<p>運転者が安全確認を行うことはもちろん、特に、後退時においては、同乗者も降車して安全確認を行うことを指導徹底した。また、走行前・走行後の車両点検及び走行前の周辺状況の確認を確実に実施することを指導した。</p>